

# 反戦情報

2022・2・15 No.449

2001年2月9日第3種郵便物認可 第449号  
2022年2月15日発行（毎月1回15日発行）

## 沖縄を再び戦場にする事は許さない！



(上) 台湾有事で米軍・自衛隊が琉球弧を攻撃拠点化する計画の撤回求める「命どう宝の会」(仮、1月12日)／(下) ミサイル搬入に抗議(宮古島)

### 巻頭言

それでも沖縄の闘いはつづく－「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」発足 2

焦点 名護市長選「オール沖縄」の敗北から学ぶこと

一歪められた沖縄政治立て直す道しるべは何か？－  
米倉 外昭 3

### 〈沖縄報告〉

東アジア反戦平和の砦に－沖縄の闘い

沖本 裕司 5

### 〈岩国から〉

米軍岩国基地由来の新型コロナ感染拡大

－日米地位協定の抜本的見直しを求める－

松田 一志 9

### 〈論壇〉

辺野古埋立て訴訟をめぐる行政法問題(中)

－埋立て変更申請不承認後の裁判闘争－ 本田 博利 11

### 〈海外事情〉

アフガニスタンで何が？(4)

【2002～2006回想】 谷山 博史 14

### 〈原爆〉

トルーマン米政権、対日原爆使用の謎(4)

哲野 イサク 16

### 〈土地規制法問題〉

戦争準備と住民監視～「土地規制法」の廃止

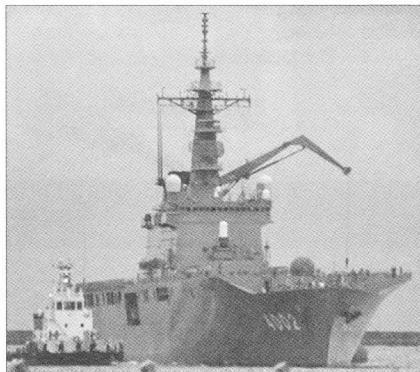
を求める(6) 仲松 正人 19

### 〈映画の世界230〉

『1917命をかけた伝令』 鈴木 右文 23

西太平洋をめぐる米中の霸権主義的争奪が激しくなり、香港や台湾をめぐる情勢もひじょうにきな臭さを増す。昨今、対中包囲網づくりをいそぐアメリカの対日要求もより強硬となり、求める軍事作戦計画もより実戦的な危険性を漂わせ始めている（『世界』22年3月号「台湾有事と日米共同作戦」石井暁 参照）。

こうしたなか、昨年末、米軍と自衛隊が「台湾有事」を想定した新たな日米共同作戦計画を策定した。その動きに連なるごく一



宮古島にミサイル搬入する自衛艦（昨年11月）

部の動向は、本誌No.444（昨年9月発行）で『『中国の脅威』口実に要塞化される琉球弧』で報じたが、今般明らかになつたことは、米軍が鹿児島県・奄美大島から沖縄本島・宮古島・石垣島をつなぐ南西諸島に配備した自衛隊をも動員し、日米共同で中国軍に対処する米軍の攻撃拠点を臨時に南西諸島の島々に築くシナリオを準備しているということだ。

自衛隊が「台湾有事」を想定したようとしていることが明らかとなつた。その動きに連なるごく一

## 〈巻頭 言葉〉

# それでも沖縄の闘いはつづく ——「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」発足

その作戦計画は先に挙げた『世界』の石井論文に詳しい——米インド太平洋軍が中国軍への対処を念頭に部隊の小規模・分散展開を骨格とする海兵隊の新たな運用指針「遠征前方基地作戦」（EABO）に基づき自衛隊に提案したもの、という。それは、中東での「テロとの戦い」から東／南シナ海での「中国封じ込め」に戦略の中心を変更した米海兵隊が、高性能なミ

サイルを保有する中国海空軍に対する抗して、南西諸島の島嶼を次々と拠点にして戦う「運用方針」だ。今年1月7日、TV会議方式で開催された日米の外務・防衛担当閣僚による「2プラス2」、協議後に発表された共同文書は、地域の安定を損なう中国の行動には「日米共同で対処」と踏み込んだが、それはとりもなおさず、EA BOを発動するということだろう。

米共同で対処すると踏み込んだのは軍事の常識だからだ。島全体が逃げ場のない攻撃目標となる。「台湾有事」をあおり軍事で中国を抑え込もうとするアメリカの戦略ほど危険なものはない。その尻馬に乗り、「台湾有事は日米同盟の有事」などと騒ぐ安倍晋三のような輩にこそ、「あらゆる地獄を合わせたような」沖縄戦の歴史的事実を対置しなければならない。

1月31日、「ノーモア沖縄戦命どう宝の会」が発足した。（沖縄を）再び戦場にするな」の一点で広く沖縄の民意を結集させる。この新たな動きに注目！（編集部N）

時に設置するということが含まれているが……との質問にも、岸信夫防衛大臣は「答えは差し控えられる」をくり返すのみだった。

それもそのはずで、「台湾有事で重要影響事態が認定されたら、自衛隊は米軍の後方支援を最優先する。南西諸島の住民を避難させる余裕はまつたくない」（某自衛隊高級幹部 前掲石井論文）からで、米軍が臨時であれ攻撃拠点を築いたなら、そこに攻撃が集中するのは軍事の常識だからだ。島全体が逃げ場のない攻撃目標となる。

# 名護市長選「オール沖縄」の敗北から学ぶこと

—歪められた沖縄政治立て直す道しるべは何か?—

米倉外昭



岸本候補の応援演説を行う玉城知事左、筆者提供)

1月23日投開票の沖縄県名護市長選は、現職の渡具知武豊氏(60)が自民、公明推薦で1万9524票を獲得し、新人で前名護市議の岸本洋平氏(49)が共産、立民、社民、れいわなど推薦で5085票差をつけて再選を果たした。岸本氏は、2014年に県知事になつた故翁長雄志氏が、名護市辺野古への新基地建設反対を一致点に保革枠を超えて組み上げた「オール沖縄」が擁立した候補だつた。

岸本氏が敗れたことは「オール沖縄」にとって大きな痛手だ。同時に実施された南城市長選でも「オール沖縄」の現職が落選した。

4年前、本誌No.402に「政府支援新人の勝因は何か」というタイトルで報告した。渡具知氏の勝因として以下の点を挙げた。(1)それまで自主投票だった公明党が推薦に(2)政府を挙げた徹底的な支援(3)「辺野古の『へ』の字も言わない」という徹底した争点隠し(4)あきらめムードの醸成(5)オール沖縄の対応策の弱さ・甘さ。今回、政府支援現職に「オール沖縄」新人が挑むという逆の形になつたが、本質的状況は変わっていない。

## ●切り札だつた岸本氏

岸本氏は「オール沖縄」にとつて切り札と言える候補だつた。父親は名護市長を2期務めた故岸本建男氏である。1997年の市民投票で新基地反対が多数となつた結果に反して、当時の比嘉鉄也市長が結果に受け入れ表明して辞任、その

後継として市長選に出馬。当選後、苦渋の決断の末に7つの受け入れ条件を付け、条件が満たされなければ撤回するとしたが、政府に反故にされた。2期目の任期満了後間もなく、がんで62歳の若さで死去した。「基地問題に殺された」と言われた。

長男の洋平氏はその後市議になり、無所属で4期目を務めていた。「岸本ブランド」があり、保革を超えた支持が期待でき、若さも魅力となるはずだつた。しかし、投票率が68・32%と前回を8・6ポイントも下回り、票差も前回より大きくなつた。敗因として、新基地阻止実現の道筋を示せなかつたこと、子育て支援策の財源を明確に示せなかつたこと、基地反対か経済かの訴えの軸が定まらないかつたこと、支持する政党や団体の足並みがそろわざ各組織団体の足腰が弱体化している——などが挙げられている。

## ●争点隠しと財源論争

前回選挙後、辺野古埋め立てを巡る状況は激動した。2018年7月に翁長知

事が埋め立て承認の「撤回」を表明し、その後急死。知事の死後3週間に副知事によつて「撤回」が行われた。そして9月30日の県知事選で「オール沖縄」候補の玉城デニー氏が圧勝した。一方、政府は、埋め立て承認「撤回」に対し行政不服審査法に基づく執行停止を行い、同市で4期目を務めていた。19年2月には県民投票が実施され、反対が70%を占め、さらに民意が明確になつた。名護市でも反対は73%を占めた。しかし、政府は無視して工事を続行し続けた。

こうした中、渡具知市長はメディア取材に加え市議会でも辺野古新基地への態度を再三聞いたが、「国と県の裁判の推移を見守る」という答弁を貰つた。埋め立てを巡る複数の訴訟で県の敗訴が続き、昨年11月に玉城知事が設計変更申請を「不承認」としたことで、係争状態は続いている。渡具知市長はこの姿勢をこれからも続けるのであろう。

渡具知市政になつてすぐに、米軍再編交付金の交付が再開され、公約だつた予

ども医療費、学校給食費、保育料を無償化する「子育て無償化3点セット」を実現した。今度の選挙で渡具知陣営はこれを実績と強調しながら財源については「再編交付金」という言葉を封印し「確かな財源」などと言つた。「財源論争」を仕掛けながら、巧妙に基地を争点から外し続けた。岸本陣営は「再編交付金がなくとも無償化は継続できる」と訴えたが、具体的な財源を明確に示すことができなかつた。

岸田政権がこの選挙にどのように臨んだのかについて、「政治部沖縄担当」を置く読売新聞が1月24日付で詳しく報じている。岸田首相や茂木幹事長が連日、沖縄県内の有力者らに電話し、昨年12月には菅前首相が沖縄入りし「財源問題に持ち込み」と助言したという。玉城知事が選挙戦で米軍基地から新型コロナ感染が拡大していることを強調したことへの対応として、告示前の1月10日から米側に外出制限を実施させた。読売記事は「玉城氏の訴えは空振りに終わつた」と書いている。また、沖縄自動車道とつながる自動車専用道路を1年半前倒しで開通させたことも、政府の市長選対策の一環だつたという。

公明党は名護市議会に2議席を持つている。名護市政与党となつたが、辺野古移設には表向き反対の姿勢を変えていな。渡具知氏の「黙認」戦略に呼応し、埋め立て推進の国政とは異なる「一枚舌」

戦略を取つてゐる。今回、公明党は前回選挙以上の運動量で現職再選を支えた。前回より票差が広がつた理由として公明党的運動量が増えたことも指摘されている。

### ●弱体化進む「オール沖縄」

「オール沖縄」は昨年10月31日の衆院選で2勝2敗となり、名護市も含む沖縄3区で立憲民主党公認の現職を落とした。現在、県内11市のうち陣営の市長は那覇市、豊見城市、宮古島市になつた。

衰退を象徴するのが、県内有数の企業グループである金秀グループを率いる呉屋守将氏が昨年9月に「オール沖縄」を離脱したことだ。琉球新報の取材に「新型コロナにより金秀グループ全体の売り上げが落ちてゐる。社員の生活、命を守るためにも経済人として本業に回帰する」と述べ、社業に専念する考えを示した。

大型公共事業で県外ゼネコンとの共同企業体（JV）を断られる事例が相次いでいたという。政権の圧力に耐えきれなくなつたのである。

翁長前知事と行動を共にした保守勢力も存在感がなくなつた。元那覇市議の金城徹氏が、昨年の衆院選で沖縄4区に立候補で出馬し落選した。「オール沖縄」の各組織の連携の悪さ、各組織の体力が落ちているという、名護市長選と同じことが指摘された。

世論も少しづつ変化してゐる。報道各

社が実施した選挙期間中の名護市民の世論調査では、依然として辺野古新基地反対が過半数を占めたものの、政策の優先順位では基地問題が一番手ながら比重は下がつてゐる。また、全県的に若年層、中堅層で基地問題への関心が下がつてゐる。反対しても止められないといういらだち、あきらめを裏付ける市民の声も、選挙後に報道された。

### ●政治決戦の1年

辺野古新基地問題が起きてから名護市長選は7回行われた。その前に市民投票も行われてゐる。市議選もメディアは基地問題を最大の争点として注目してきました。

今回の結果について、沖縄の地元紙を含め「辺野古反対の民意は変わつていない」という論調が多い。「名護市民は今回、辺野古問題については選択をしなかつた」という見方も可能だろう。だがいずれにせよ、政権は「名護市民は辺野古反対の意が示されても無視し、利益誘導と露骨な介入で選挙をねじ伏せてしまうことを、どうすれば止められるのだろうか。

「オール沖縄」は辺野古阻止を一致点に

保革の枠を超えた政治勢力を生み出そうとなお努力を続けてゐる。2月27日に行われる石垣市長選では、保守系市議と政協定を結んで候補を一本化した。自衛隊問題での市民投票実施を公約に掲げる。今年はさらに4月に沖縄市、9月に宜野湾市、11月に豊見城市と那覇市で市長が任期満了を迎える。ほかに11町村長選、30議會議員選挙があり、9月に天王山の知事選がある。「基地か経済か」ではなく、「平和も暮らしも」「誇りも豊かさも」実現できる政策を磨き、有権者に浸透させられるか。「オール沖縄」は政治決戦の1年で問われ続ける。

### ●ノーモア沖縄戦

琉球弧全体が軍事要塞化され、「台湾有事」の危機があおられる中、「沖縄を、琉球弧を再び戦場にしない」の1点で全国に参加を呼び掛ける「ノーモア沖縄戦命」が発足した。個人による運動体に徹し、選挙には関与しないという。振り返れば、沖縄県民の基地整理縮小要求も、日米地位協定改定要求も、歴史修正主義への怒りも、この1点で党派を超えて一致してゐた。「二度と戦争をさせない」という原点を見つめ直すことが、ゆがめられた沖縄の政治を立て直す道となるべくなるはずだ。

（よねくらがいしう／沖縄県在住、ジャーナリスト）

# 東アジア反戦平和の砦に——沖縄の闘い

沖本裕司

## ■辺野古・大浦湾に新基地は絶対に造らせない！■

（辺野古・安和・塩川 新年、行動はじめ）

1月5日水曜日が新年の行動はじめだ。朝7時県庁前発の平和市民連絡会の中型バス、9時発の那覇島ぐるみのバスをはじめ各地から自家用車で、辺野古のキヤンプ・シュワブ工事用ゲート前に集まつた。9時の第1回目の資材搬入時には25人、2回目の12時の搬入には30数人、3回目の15時には30人弱が座り込んで抗議した。（中略）――

## ●沖縄の声に聞く耳を持たない

岸田内閣

年末年始、米軍由来の新型コロナウイルスが驚異的な拡散を見せ、沖縄県は1月9日から月末まで「まん延防止等重点措置」に移行した。それに伴い、オール沖縄会議も再び1月6日から現地における

抗議行動の中止・監視行動への切り替えを指示した。こうした制約の下でも、今年は、辺野古新基地建設をめぐる岸田内閣との全面的な対決の年となるだろう。

岸田内閣は年末から立て続けに攻撃を

しかけてきている。昨年12月15日、埋立承認撤回を取り消した国土交通相の裁決は違法だとして沖縄県が提訴した裁判の福岡高裁那覇支部の控訴審で、沖縄県に敗訴の判決が出た。岸田内閣は、内閣の裁判を起こす「適格性」がないとして県の辺野古反対の闘いを裁判の場からも排除しようとしているのだ。県は12月28日、上告した。

同じ28日、農林水産相は、沖縄県が沖縄防衛局のサンゴ移植許可を許可条件違反を理由に撤回し、防衛相が県の撤回の取り消しを求めて農水省に審査請求していた件で、県のサンゴ移植許可撤回を行なった。これもまた、行政不服審査を悪用した行政の私物化だ。同一内閣の、防衛省が審査請求し、

農省や国交省が裁決を行う。「法治」を口にしながら「法治」を壊す。県民の総意に基づく沖縄県の主張はことごとく葬り去られる。裁判に訴えても、門前払いだ。

多くの国民は日本が法治国家だと思っているかも知れない。しかし、その内実はひどいもの。空洞化がどんどん進んでいる。日本の国が進む先是、米軍と自衛隊との一体化の下で「南西諸島」琉球列島の軍事要塞化と日本の軍事大国化だ。

教育・福祉・育児・医療費などの削減と在日米軍駐留経費負担を含む軍事費の際限のない増大である。

このループを断ち切らなければならぬ。埋立変更申請に対する県の不承認に基づき、辺野古新基地建設阻止！ 埋立ストップ！ 安倍一菅一岸田内閣に屈することなく対峙してきた翁長雄志・玉城デニーの沖縄県知事を支え、オール沖縄と島ぐるみの総力をあげて、全国各地の強力な支援を背景に現地と地域を結ぶ闘争線を築かなければならない。

## ■12・14土砂投入3年抗議行動

（カヌー31艇、抗議船5隻、辺野古ゲート前に200人）

沖縄防衛局が辺野古埋立の土砂投入を始めた2018年12月14日から3年のこの日、キャンプ・シュワブ海域の埋立工事現場と辺野古ゲート前で、抗議の行動が行われた。

朝早くから集まつた参加者は工事用ゲートに集まり、工事ストップ！を訴えた後、ゲート前テントで集会を開いた。県内外から約200人が集まつた。

進行はオール沖縄会議現地闘争部の山城博道さん。はじめに、オール沖縄会議共同代表の一人、稲嶺進さん（元名護市長）は「ハイサイ、グスヨー、チユウウガナビラ」（ここにちは、皆さん、ご機

頑張りましょうね)と結んだ。

オール沖縄会議事務局長の福元勇司さんは「軟弱地盤は6年前から分かっていたのに国は隠していた。軟弱地盤の工事は不可能、全体の工事を中止すべきだ」とアピールした。自転車の後部に名護市長候補・岸本洋平のノボリを立てて登場した屋良朝博さん(前衆院議員)は、「沖縄の基地問題は、沖縄に集中しているという物理的な問題だ。アメリカは沖縄でなくともいいというが、日本政府が固執している。打ち破ろう」と述べた。

その後、知念良吉さんのコンサートを挟んで、東京、長野、大阪、兵庫、千葉、京都から参加した郵政シルバーユニオンの17人が並んで前に立ち、下司さんが挨拶した。参加者のうち一部は宮古島にわたり、千代田の自衛隊基地、保良の弾薬庫、下地島の海上保安庁基地などをめぐつたという。

他方、海上では、ヘリ基地反対協の海上行動チームが、カヌー31艇、抗議船5隻を出し、辺野古側の海域K8護岸前で、海上抗議集会を開いた。



県民の意思を踏みにじるな。

#### 〈カヌーチームAさんの報告〉

3年前、県民の反対を押し切つて防衛省は辺野古の海に赤土砂を投入した。その日が今日12月14日である。辺野古ぶるーは海上大行動を行つた。カヌー31艇、サポート兼抗議船の平和丸・不屈・勝丸・うまんちゅ・ゆがふ世の5隻、総勢約60人。テレビ、新聞など報道関係者も漁船をチャーターしたり、海上チームのサポート船に乗つたり、ヘリまで使つて取材に訪れた。

朝9時一斉に辺野古の浜を漕ぎ出したカヌーチームはK8護岸の前で海上抗議大会を行い、その後、長島のフロートの切れ目から突入を計つたが、待ち受ける海保に全員拘束された。だが、今日の、久しぶりの海上大行動は十分アピールできたと思う。辺野古の浜に戻り、総括、片付け等が終わつて家路についたのは13時を過ぎていた。朝6時には朝食を済ませていたので空腹は極に達していた。

#### ■ 12・18「二つの虐殺を考える」

—映画と林伯耀さん講演会に60人—

1937年12月13日の南京城陥落と大浦湾は徐々に殺されつつある。日本中探してもどこにもないサンゴ礁の海、亞熱帯の海、県民の財産をこれ以上傷つけないために、日本政府・岸田内閣は無法な埋立工事を直ちに停止せよ。玉城デニー始まつて3年、進捗は8%に過ぎず、軟弱地盤でこれ以上の埋立はできない。ドブに金を捨てるような無駄な公共工事を止めて、コロナ、教育、育児などに税金を使うべきだ。名護市長選に必ず勝つて、未来への希望を切り開こう」と訴え、「マジン、チバラナヤーサイ」(いっしょに、

題する映画と講演の会(主催=南京・沖縄をむすぶ会)が開かれた。会場となつた浦添市社会福祉センター3階大研修室に約60人が集まつたほか、名桜大学助手の溝口広紀さんによるインターネットを通じたりモート配信に県内外から十数人が参加した。

進行係は稻垣絹代さん(南京・沖縄をむすぶ会共同代表)。第1部の映像で、「80年前に何があつたか—関東大震災と中国人虐殺」(中国山地教育を支援する会)、「南京引き裂かれた記憶」(監督・編集=武田倫和)のそれぞれ短縮版が上映された。

休憩を挟んで、第2部では、在日華僑二世で30年以上にわたつて花岡事件の真相究明と犠牲者に対する賠償などさまざまな取り組みを行なつてきた林伯耀(リン・ポーヤオ)さんが講演した。林さんは、1937年12月11日24時に出されたという「南京衛戍司令長官唐生智」の南京城死守の命令書など講演資料を説明しながら、簡略要旨次のように述べた(なお、そのあと同じ会場で、20人近くが参加して午後7時まで懇談会が行なわれた)。

#### II 林伯耀さんの講演まとめ

日本の中国侵略によつて犠牲になつた中国人は2000万人を下らない。日本軍により組織的に行なわれた虐殺事件は2300件を越える。米軍が無抵抗のベトナム住民数百人を殺したソンミ村事件は

世界に衝撃を与えたが、同じような事が

日中戦争期間中に「聖戰」の名のもとに日常茶飯事に行われていたのである。とくに、南京大虐殺は突出した象徴的な虐殺事件であった。南京大虐殺は民族の悲劇として中国人の血と涙の生きた記憶となつていて。

他方、1923年9月、関東大震災の際に神奈川・東京を中心には多数の朝鮮人、中国人が殺された。朝鮮人の犠牲者は600人にのぼり、中国人の犠牲者は名簿に記載されているだけでも800人近くになる。軍・警察ばかりでなく、民衆が虐殺の先頭に立つた。とくに9月3日、400人余の中国人労働者が江東区周辺

(当時は、南葛飾郡大島町、砂町、亀戸町など)で集団的に殺された大島町事件は象徴的だ。僑日共済会の責任者王希天は、中国人労働者の被害調査と救援にあつたが、9月12日、野戦重砲兵第7連隊により密かに殺された。

当時の中国政府は事件の真相究明を日本政府に要求し、12月に入り調査團を日本に派遣した。抗議の声の高まりを背景に、日本政府は国家責任があることを認め、閣議で慰謝料名義での賠償金の支払いを決定したが、今日に至るも実行されていない。

2003年8月、日本弁護士連合会人権擁護委員会は「関東大震災人権救済申立事件調査報告書」を小泉内閣に提出し

たが日本政府は誠実に対応していない。

あれから一世紀が経とうとしている今日、日本社会は再び中国・朝鮮への排他的な感情・民族排外主義の気風があふれ始めている。私は大きな危機感を抱いており、不安である。今こそ、改めて関東大震災下の朝鮮人・中国人虐殺の事実を直視し、それがどのように14年後の南京大虐殺につながつていったのかを検証しながら、差し迫る戦争への流れをくい止める方法を模索しなければならない。

関東大震災下の朝鮮人・中国人虐殺の事実を直視し、それがどのように14年後の南京大虐殺につながつていったのかを

検証しながら、差し迫る戦争への流れをくい止める方法を模索しなければならない。

## ■不屈館で絵とパネル展示

(1・15～2・12)

翌12月19日は、東アジア共同体研究所

## ■軍事植民地・沖縄の打破へ

（以上、2022年1月9日付）



鳩山元首相も発言したシンポ(昨年12月19日)

琉球・沖縄センター主催の「南西シフト・台湾有事・戦争前夜の危機に抗う」と題

するシンボジウムが那覇市の琉球新報ホールで行われ、300人余りが参加した。林伯耀夫妻も参加し、軍事ジャーナリストの小西誠さん、元首相の鳩山由紀夫さん、さらにシンボジウムのパネラー

の発言に聞き入った。

年明けて、1月15日（土）から2月12日（土）までの4週間、那覇市の不屈館で、関東大震災時の中国人虐殺を描いた絵と南京大虐殺のパネル12枚の展示が行なわれる予定である。――（以下、略）

なのである。

この沖縄の現状を変えようとする日本政府が成立することができるだろうか。

邊野古新基地の県外移設を試みた民主党鳩山内閣はあつけなく倒れた。日本国家指導層の意志は、昭和天皇のメッセージから始まり、中心的な政治家、官僚、自衛隊、軍需産業、マスコミなど全てが軍事基地・沖縄の維持を望んでいた。軍事基地・沖縄があつてこそ、日本本土の安泰がかかるとの固定観念が支配している。

立憲民主、共産、社民、れいわと市民の共闘の枠組みだけが軍事基地・沖縄の桎梏を取り除こうとしている。体制一化した連合は立憲民主をこの枠組みからはずそうと懸命だ。とはいえ、立憲民主、共産、社民、れいわと市民の共闘の枠組みによる政権奪取の可能性は当面ないだろう。そうすると、沖縄は自力で闘う以外にない。世界各地の自治・独立の闘いを学ぶと共に、日米両政府に対峙する県行政を維持・強化し、現場と地域での大衆運動を続け、全国との連帯の輪を広げることに力を注いで決して屈しないことだ。

情勢は必ず変化する。不意に好機が訪れることがある。闘争隊伍を強めよう。アジアとの連帯・共同の思想を深めよう。（中略）――

軍事植民地・沖縄の打破へ

（一言でいえば沖縄は継続して軍事植民地地である。

支配の軍事拠点とされた。沖縄の本土復帰後は、米軍の世界への出撃基地であり続けると共に日米共同の軍事拠点として軍拠競争の最前線に押し上げられている。

支配の軍事拠点とされた。沖縄の本土復帰後は、米軍の世界への出撃基地であり続けると共に日米共同の軍事拠点として軍拠競争の最前線に押し上げられている。

## 『県内市町村の中国での戦争 体験記を読む(62)』

### ■日本軍による戦争の赤裸々な描写

中国侵略の日本軍には、県内各地から多くの青年たちが動員されて命を落とし、また、戦争の実態を目撃した。県内各地の市町村史の戦争体験記録にはそうした証言が数多く掲載されており、日本軍による戦争の姿を赤裸々に描いている。

今号で紹介する多良間村の嘉味田さんは、チモール島での日本軍の残虐行為を証言している。嘉味田さんの証言は、沖本裕司編著『増補改訂版 県内市町村史に掲載された中国での戦争体験記を読む』沖縄出身兵170人の証言)に収録されている。引用は原文通り、省略は……で示し、補足は〔 〕を入れた(沖本)。

### ●「島びとの硝煙記録」多良間村民の戦時・戦後体験記(95年発行)

嘉味田朝俊「語り継ごう、戦争と平和」

私は、第二乙種で兵役は免除と思っていたが、1943年(昭和18)年の4月に東京にいるとき召集令状を受けた。召集令状を受けた私は故郷に帰れず、父母に会うこともできずに、東京在の郷友や先輩方の送別を受けて台湾第4部隊に入隊することとなつた。……

部隊における戦闘訓練の期間は2か月から3か月であつた。訓練後に先輩ともども南方行きの船団に乗船し、私達は戦地に向かつた。シンガポール、フィリピン、ジャワ、スンハオを転々と回り、チモール島をめざしての出発であつた。

チモール島のデイリー港の人港を目前にして敵の潜水艦による攻撃を受け、1隻が撃沈されたが、その艦船に郷友の当間実君が乗船していたらしいと伝え聞いた。

私達が上陸したチモール島は南方における最前線と位置付けられ、オーストラリアに一番近い駐屯地であつた。同島での軍隊生活は極めて悲惨なものであつた。各部隊では上官による「ビンタ」などのいじめは日常茶飯事だった。

3か月程の戦闘訓練の後、部隊長から「君は下士官候補に行け」と命ぜられたが、私は「できません」と言つた。命令を拒否した私に向けられたのは制裁であつた。

ビンタで顔は張り飛ばされ、こん棒で殴られた尻は血で真っ黒になり座ることもできず、さらに意識もうろうとなり肉体的精神的な苦痛は極限に達した。とうとう私は苦痛に耐えきれず「行きます」と答えた。医务室に連れていかれ傷の処置の後、「翌日、すぐ出発せよ」と命令され、私は連隊本部の近くで下士官候補としての教育を受けることとなつた。

うとする頃、完全武装で身を包み行軍し、島民が集まっている広場で休憩をとつた。その後の出来事は私にとって悪夢となつた。

「右向けー右!」という号令を受けて、私達は2列横隊で整列をした。前方に目を向けると一組の男女が木に縛られていた。二番手三番手と突いて行く。女性は悲痛な叫びをあげ、夫に別れを告げた。

三番、四番手から突かれていく男の形相はすごかつた。私たちと女の方を交互にらんでいたが、とうとう力尽きてしまつた。しかし、命果てた2人に向かって20人の兵士が突撃していった。あたりは真っ赤な血の海、悲惨な殺人現場であった。

この男女にどんな罪があろうとも、実際にされた彼ら2人を見ていると、同世代の故郷の父や母の姿を思い出し、恐怖心にかられた。平気で人を殺すという行為が平常と命令され、そして実行される。まさに戦争のもたらす惨禍であつた。

こうした残酷な行為の前に、人情とはいつたい何なのか。人間の本性として誰もが感ずるのではないか。ああ、いやだ……。そう思っていた時、「嘉味田上等兵、男の方へ一撃の一番手を」と上官から号令が私にあつた。心は激しく乱れながらも戦後48年を経た今でも、あの光景が走馬灯のように脳裏によみがえる。心に焼き付いて離れない。……

今日の8月15日に、この原稿を書きながらも戦後48年を経た今でも、あの光景が走馬灯のように脳裏によみがえる。心に焼き付いて離れない。……

(以上、1月16日付)

(おきもと ひろし／「島ぐるみ

八重瀬の会」事務局長等)

※編集部注：今回掲載したのは「沖縄報告」1月9日付と同月16日付からの抜粋です。

# 米軍岩国基地由来の新型コロナ感染拡大

—日米地位協定の抜本的見直しを求める—

松田一志

## ▼岩国市内の感染始まりと沖縄の状況

昨年12月25日付の新聞の一面で「岩国でオミクロン・中国地方初」との見出しが、同月24日、米軍岩国基地（山口県岩国市）に勤務する日本人男性が「オミクロン株」に感染したとの報道に、岩国市は大変な衝撃を受けました。

なぜなら、すでに沖縄県の米海兵隊キヤンプ・ハンセンで新型コロナウイルスの集団感染（12月21日現在で207人の感染者確認）が発生していたからです。

こうした事態のもと玉城デニー沖縄県知事は、12月21日に日本政府と在日米軍に対し、①米兵らのキヤンプ・ハンセン基地からの外出禁止、②米国などから県への軍人・軍属の移動停止、③同基地の全軍人・軍属にPCR検査を実施、④在沖縄米軍基地でオミクロン株かどうかの確認をする体制の構築、などを要請しましたが、在沖米軍トップのジエームズ・ビアマン四軍調整官は「積極的にPCR

検査を行っており、陽性者が出た部隊の感染封じ込めに成功している」「これ以上の感染が拡大しないよう、積極的に事態に対応していく」と述べていました。

## ▼米軍は出国時PCR検査実施せず

林芳正外相は12月22日、キヤンプ・ハンセンで新型コロナの集団感染が発生したことについて、「部隊が米国を出国する際、PCR検査を実施していかなかった」と、ラップ在日米軍司令官に対して「全ての米兵らに出入国時の検査を徹底」「米兵らの入国直後の行動制限の一層の強化」を求めたことを明らかにしました。

さらに、政府は「米国出国時にPCR検査を実施していない在日米軍基地が

で新型コロナ感染の急増が明けと同時に始まりました。1月1日の山口県内の新たな感染は17人、そのうち岩国市は14人。翌2日の山口県内の感染は20人で、そのうち岩国市は13人でした。

そして3日には、岩国市の感染は44人になり、山口県の56人のうち7割以上が岩国市での感染者となり、マスクで大きく報道される事態になりました。

村岡嗣政山口県知事は同日、「感染が広がった要因は、米軍関係者の影響の可能性が高いものと判断している」との見解を明らかにし、「岩国市内の米軍関係者が利用する飲食店10店舗の従業員ら31人が感染したことが確認されている」と伝えました。

## ▼5市民団体が共同で山口県に緊急要請

1月7日、米軍岩国基地の機能強化に反対する運動を続いている「愛岩山を守る会」（代表・岡村寛）、「あたごやま平和研究所」（代表・田村順玄）、「住民投票を力にする会」（代表・松田一志）、「瀬戸内海の静かな環境を守る住民ネットワーク」（共同代表・河井弘志、桑原清）、

「岩国基地の拡張・強化に反対する広島県へのオミクロン株感染者が市中に漏れた可能性が高い」「水際対策で抜け道だった」との見解を示しました。

誰もが予想していたように、岩国市内

分析によると、行動歴などから、感染した基地従業員と市内飲食店従業員の陽性側に改善を要求したことを説明しました。

県住民の会」（共同代表・吉田正裕、菊間みどり）の5団体が共同して、村岡山口県知事への要請行動を行いました。

要請内容は、①米軍基地の運用の制限

と外出禁止、②米軍岩国基地構成員など

に「まん延防止等重点措置」厳守徹底、

③基地内で働く従業員及び出入りの業者

等の健康保持支援、④基地内の感染状況

の情報共有（特にゲノム解析結果など）

で、日本政府及び米軍に要請することを

強く求めました。

後日、村岡知事から「在日米軍においては、日本の水際対策と整合的な措置が執られている」「外出禁止等を要請する考えはない」「ゲノム検査の速やかな実

施を文書で要請している」等の文書回答

がありました。が、市民の不安の声に真剣

に向き合わない無責任な村岡知事の姿勢

が浮き彫りになりました。

## ▼福田岩国市長の変質と 的外れな対応

米軍岩国基地内の年末年始の新型コロナ感染者数は、昨年12月29日80人、30日27人、31日23人、1月3日50人、4日47人、5日182人、6日115人です。

基地関係者数は約1万3千人と言われて

いますので、大変な感染率です。

1月7日、岩国基地内の感染拡大が続

くなか、福田岩国市長は、フレデリック・

ルイス基地司令官を訪問しましたが、こ

れを機に福田市長の姿勢が大きく変質し

ました。同司令官との対面時に「感染拡

大の犯人捜しや、どこから入ってきたか

と言うつもりはない」と発言したり、同

司令官からP-C-R検査の状況を聞いた感

想として「積極的に濃厚接触者も追跡し

適切な措置をしている」と語っています。

その後、福田市長は感染防止対策を呼

びかける日本語と英語のポスターを30

0枚作成し、スーパーや飲食店の店舗、

米軍基地内の施設に掲示する計画を発表

したり、基地内の飲食店で酒類が提供さ

れている問題について批判の声が広がつ

ても「食事を伴う酒類の停止まで求める

ことは考えていらない」との見解を示すな

ど、米軍への屈辱姿勢を強めました。

## ▼「まん延防止等重点措置」適用

1月9日、山口、広島、沖縄の3県に

新型コロナ対応の「まん延防止等重点措

置」の適用が始まりました。山口県内では

は岩国市と和木町がその対象地となりま

した。適用された3県は、米軍基地由来の新型コロナ感染拡大を否定していませ

ん。この日の広島県の新たな感染は61

9人でうち広島市が404人、山口県は

152人でうち岩国市80人。

昨年12月に入つて客足が伸びていただ

けに、飲食店への影響は深刻で、初めて

この適用対象となつた岩国市では、市街

地の飲食店主や錦帯橋周辺の旅館経営者

からは深いため息が聞かれました。

その後も感染の広がりを抑えることが

できず、現在では先行する3県の適用期

限が2月20日まで延長され、東京、神奈

川、千葉、埼玉等の13都県で2月13日ま

での期間で適用され、さらに京都、大阪、

兵庫等の18道府県で2月20日までの適用

が決まっています（1月末現在）。

## ▼第6波の感染拡大背景に 日米地位協定

第6波の新型コロナ感染拡大で問題点

が明らかになつたのが、日米地位協定の

9条2項「合衆国軍隊の構成員は、旅券

及び査証に関する日本国の法令の適用か

ら除外される」「合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される」という規定です。こ

の「管理」に含まれる検疫について、1

996年の日米合同委員会の「人、動物

及び植物の検疫に関する合意」で、「合衆国軍隊の実施する検疫手続きの運用を受ける」と規定しました。これらの規定によつて、米軍基地は日本の水際対策の対象外となりました。

さらに、これらを根拠として在日米軍は基地内の「オミクロン株」の感染実態について何も明らかにしていません。しかし、米国と地位協定を結んでいるオーストラリア、フィリピン、ドイツ、イタリアなどでは、国内法の検疫規定に従つようになつています。

国民の命の危機にあつて、今後も米軍の特権を認めるような国を続けることは憲法上断じてあつてはなりません。日米地位協定の抜本的見直しを求めます。

問題、来日する在日米軍関係者の「出国前検査の免除」について、連絡時期をめぐつて日本政府と米国の認識の相違がある重太問題は曖昧にすることはできません。

（まつだ かずし／岩国「住民投票を力にする会」代表）



感染防止を呼びかける岩国市のポスター

# 辺野古埋立て訴訟をめぐる行政法問題（中）

## —埋立て変更申請不承認後の裁判闘争—

本田博利

（前号よりつづく）

**第3 国の「勝利の方程式」のパターンと依拠する最高裁判決  
「勝利の方程式」のパターン**

辺野古埋立て訴訟における国の「勝利の方程式」のパターンとそれが依拠する最高裁判決は次のとおりである。

**「バターンA・審査請求・執行停止（行政不服審査法2条・25条、地方自治法255条の2）」** 2020年3月26日判決（国土交通相裁決の関与取消訴訟）「20年最判」、2002年7月9日判決（宝塚市パチンコ店等規制条例事件）「02年最判」

「バターン（A）・取消訴訟（行政事件訴訟法8条）」「バターンB・是正の指示（地自法245条の7）」21年7月6日判決（農林水産相の是正の指示取消訴訟）「21年最判」「バターン（B）・不作為の違法確認訴訟（地自法251条の7）」16年12月20日

日判決（承認取消し違法確認訴訟）「16年最判」

「バターンC・代執行訴訟（地自法245条の7）」1996年8月28日判決（職務執行命令訴訟）「96年最判」（ただし旧法）

### パターンA・審査請求・執行停止

1998年の地方分権改革による改正地方自治法において、知事の事務である「法定委託事務」（2条9項）

国が本来果たすべき役割に係るものであって、その適正な処理を特に確保する必要があるものに係る处分（本件では埋立て承認）への審査請求は、知事にではなく法令所管大臣（国交相）に対してするものとされた。これを「裁定的関与」というが、これを奇貨として悪用（悪法も法！）し、沖縄防衛局II防衛相が同じ穴のムジナ（の国交相に対して救済を求め、裁判所も無批判に追隨するバターンAの審査請求）

法251条の5。審査請求の認容裁決が國の関与に当たるとしてその取消しを求める訴え）、20年最判で敗訴。

**対A—1・裁決の関与取消訴訟（地自訴訟法8条）** 仮に裁決が関与に当たらなければ处分に当たるとしてその取消しを求める訴え、21年12月16日高裁で敗訴し、最高裁上告中。

このたびの埋立て変更不承認に対する審査請求において、国は「県が適正に審査を行わず著しく遅延した取扱いをしていたことは、埋立事業を阻止することを目的とした行政権の濫用」と主張し、沖縄県は「変更申請の内容は地盤改良工事の規模、技術的施工実績において前代未聞ともいいうべき特異なもの」（22年1月6日付け弁明書。県のHP登載）と応じた。確かに申請から不承認まで1年半余りかかり、標準処理期間の163～22

これは、国という紛争の一方当事者の大臣が判断するもので、不服審査の公平性・中立性に反する。地方分権では国と地方の紛争は国地方係争処理員会を経て裁判で決着をつける「国の関与」（地自法245条以下）が整備された以上、このルールを利用しなければならない。

これは、国という紛争の一方当事者の大臣が判断するもので、不服審査の公平性・中立性に反する。地方分権では国と

### バターン（A）は選択肢ではない。

### バターンB・是正の指示

「是正の指示」は同じく改正地自法において導入されたもので、次の2つがある。

B—1・一定の期間内に何らかの措置を講ずべきことを指示するもの（措置の内容までは特定しない）

B—2・一定の期間内に特定の措置を講すべきことを指示するもの（措置の内容も特定する）

このたびの埋立て変更不承認に対する審査請求において、国は「県が適正に審査を行わず著しく遅延した取扱いをしていたことは、埋立事業を阻止することを目的とした行政権の濫用」と主張し、沖縄県は「変更申請の内容は地盤改良工事の規模、技術的施工実績において前代未聞ともいいうべき特異なもの」（22年1月6日付け弁明書。県のHP登載）と応じた。確かに申請から不承認まで1年半余りかかり、標準処理期間の163～22

3日を大幅に超えたが、国はその間工事に着手できないので早く結論を求めるといふのであれば、B—Iの是正の指示を出せばよいが出さなかつた。

このB—Iは、国が1次取消しに対して唐突に最後の手段である代執行訴訟を提起し、高裁の和解勧告でたしなめられて取り下げるあげく、是正の指示から出直さざるを得ず、これが係争委でも認められずに、最後は國の方からパターン(B)の違法確認訴訟を提起してようやく16年最判で勝訴した屈辱の再現となる。したがつて、パターン(B)は選択肢たり得ない。なお、國の方から訴えたのは、この2件だけである。

以上より本件争訟は既述のとおり、国はパターンAの審査請求の裁決後はB—Iの是正の指示からCの代執行訴訟へと進めるものと考えられる。

## 第4 最高裁判決は砂上の楼閣

### —変えられる！

辺野古埋立て訴訟ではすでに3件の最高裁判決が出た。しかし、國の勝利の方程式を支えるこれらの判決が未來永劫通用するものではもちろんなく、次に見るところ問題だらけの「砂上の楼閣」である。判例は、社会や経済、政治の変化に伴つて、学説の批判や立法的解決、裁判所内部での見直しなどによつて変わり得

るものであり、不斷の努力によつて変えでゆかなければならぬ。

### 「固有の資格」を否定した20年最判

「固有の資格」は、行政不服審査法(行審法)、行政手続法で用いられている用語で、「一般私人が立ち得ない法的立場」と解されている。沖縄県は、國は固有の資格において承認処分ないし承認取消し処分の名宛人となつてゐるので、パターンAの行審法による審査請求・執行停止の適格は認められず不適法であると主張してきた。

多くの行政法学者も、國が行う辺野古の埋立ては新基地を建設して米軍に提供するためのもので、民間では行い得ないものであることから、國は埋立法上、企業等の「私人」ではなく、行審法で國を適用除外する固有の資格に立つと主張してきた。

### 対A—Iの裁決の関与取消訴訟の20年最判

最判は、國に対する埋立て承認取消し処分(2次取消し)は國の機関が固有の資格で相手方となる処分ではないと判示し、県の主張を退けた。固有の資格を「國の機関であるからこそ立ち得る特有の立場」とおり問題だらけの「砂上の楼閣」である。判例は、社会や経済、政治の変化に伴つて、学説の批判や立法的解決、裁判所内部での見直しなどによつて変わり得

これは、埋立法の解釈として國に対する「承認」と私人に対する「免許」を同一とし、あわせて承認等の判断に廣く裁量性を認めた16年最判を踏まえたもので、國が行う埋立ての優越・特権を否定し、違法に行つた埋立ての原状回復義務を認めた、米軍岩国基地滑走路沖合移設に係る岩国「海の裁判」13年11月13日広島高裁判決と同様に「権利説埋立権付与説」に立つものである。

付言すれば、この広島高裁判決を最初に「活かした」のは國である。國は翁長県政と袂を分かつて訴訟参加していたIについて「広島高裁判決を引用して、從来のこれと矛盾する主張は撤回する」と権利説に偽装転向し、パターンAとの辯護合わせとした。

以上のとおり、裁決の関与取消訴訟による対抗措置は20年最判によつて閉ざされてしまつたが、既述のとおり、今回の審査請求に対して埋立て変更不承認を取り消す裁決が出たからといって、もとの申請時の承認内容に戻るだけで、変更承認が命じられるわけではもちろんない。

審査請求・執行停止が連発されるのは火を見るより明らかである。そこで、そもそも「諸悪の根源」である裁定的関与を見直すこと」と提言した。

裁定的関与の見直し、ひいては20年最判の廃絶には地方自治法の改正が必要で早期の実現は難しいものの、前記弁明書で「裁定的関与は地方自治保障の觀点から重大な問題がある」として塙野学説や知事会提言を引用するなど、パターンAの前提そのものの妥当性が問われている。

絶を目指さなければならない。

### 裁定的関与が諸悪の根源 — 20最判を廃絶

#### 裁定的関与を廢絶

裁定的関与においては当事者は國の大臣どおしであり、沖縄県は蚊帳の外に置かれる。これでは、國と自治体が対等な関係に移行した分権改革前の中央集権的な機関委任事務体制(首長は國の手足)と変わらない。

これには、有力な行政法学説(塙野宏べき)、阿部泰隆「國と地方の役割分担の原則に反するものでありますべき」の原則がされてきた。

さらに、昨年には玉城知事の訴えが実を結び、全国知事会は「國や都道府県が審査請求、再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が『自らの判断と責任で行政を運営する』という原則に立ち、國と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと」と提言した。

裁定的関与の見直し、ひいては20年最判の廃絶には地方自治法の改正が必要で早期の実現は難しいものの、前記弁明書で「裁定的関与は地方自治保障の觀点から重大な問題がある」として塙野学説や知事会提言を引用するなど、パターンAの前提そのものの妥当性が問われている。

## 見直しを迫られている02年最判

国、自治体間の争いでは、国は常に「(財産権の主体ではなく) 専ら行政権の主体として義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟に当たらない」とする02年最判を持ち出す。下級裁判所はそれに無批判に従い、自治体は負ける。

岩礁破碎差止め訴訟は、02年最判の初適用となつた。対A-2の裁決の取消訴訟も、地裁、高裁とともに02年最判を理由に却下、すなわち門前払いとした。沖縄県は、最高裁に上告した。

この高い壁に見える02年最判に對して、有力な行政法學説はこそつて反対（塙野宏「國の公権力の行使に對して、それが自治権の侵害であるとして自治体がこれを争う場合についてまで、宝塚条例事件判決の射程が及ぶものと解することはできない」など）している。

このたびの上告は、判例見直しのチャンスである。第一線の憲法・行政法学者が総力を挙げて意見書を提出し、最高裁判決を変更（第三者の原告適格あり）させた2005年12月7日「小田急高架訴訟」判決に続く取り組みが急務である。幸い、法廷には著名な行政法学者である宇賀克也判事が在籍している。

同じく裁決の取消訴訟として、辺野古周辺の住民が起こした裁判がある。地裁

は一部原告適格を認め、实体審理に入つた。本件訴訟は争う対象、形式ともに県と同様であるので、情報の共有から始めて、連携した取り組みを期待したい。

### 3対2で割れた21年最判

対B-2の農水相の是正の指示取消訴訟（サンゴ訴訟）の21年最判は、既述のとおり3対2でかろうじて国の主張を認めたもので、宇賀・宮崎両判事の沖縄県の主張を容れた「変更申請の拒否があり得る」とする少数意見は県民に大きな励ましを与えた。玉城知事は「画期的な反対意見が付されており、これまでの県の主張は行政法の視点から合理性があり、正当性がある」と評価した。

この訴訟は、国が埋立て海域でのサンゴの移植のために県に特別採捕許可の申請を行つたところ、県は2次取消しが有効として裁判を争つており、その決着がつくまでは「判断保留」とした。そこで国が、県は何らの処分をせず法定受託事務の処理を怠つてるので、申請どおりに移植を許可するよう「是正の指示」を発した。これに県が不服があるのでして係争委に審査の申し出を行い、違法でないとする結果が通知されたので、これを不服として是正の指示の取消訴訟を提起したものである。

高裁、最高裁とともに農水相が県に「許可

をするよう」求めた是正の指示を適法と認めた。国は護岸工事を適法に実施する地位を有し、工事によりサンゴが死滅する恐れがある以上、別の水域に移植する必要があるというシンプルな理由である。

この判決に對し、法定受託事務全般について自治体が許可・不許可を判断する前に所管の大臣が當否を決めることになり、知事の権限を奪うもので、地方自治の根幹を否定するものとの批判が集中した。

敗訴した県は、司法の判断に従つて昨年7月28日に軟弱地盤にかかる海域に限り許可したが、翌29日に国は「高温水期を避ける」という条件を無視して移植を強行した。30日に県は信頼関係は崩れたとして許可の取消しを行つたところ、8月1日に国は電光石火のごとく農水相に審査請求と執行停止の申立てを行ひ、5日には執行停止を認めさせて移植を再開し、24日には完了した。これでは、県は法的対抗の余地もない。行政ファッショのものである。

21年最判は、前提・対象となつた事実はシンプルなものであり、このたびの埋立て変更不承認のごとく判断要素が格段に広範多岐にわたるものではない。あくまで個別的是正措置内容の一判断事例にすぎない。したがつて、是正の指示の内容一般に広範な國の裁量、つまり好き勝手な判断を認めたものではないことに注意する必要がある。

### 是正の指示から代執行訴訟へ

埋立て変更不承認をめぐる国と沖縄県の争いは、処分庁の知事とは異なる（第三者としての審査庁（これが裁判的関与の意義）である斎藤鉄夫国交相による「裁決」が当面の焦点となる。國の変更申請では軟弱地盤対策ひとつとっても、記載がなく、肝心のB27地点のボーリング調査も行つていないなど「ないない尽くし」で、これでどのように的確・合理的な判断ができるのか。

それでも国交相が防衛相の主張丸写しの認容の裁決をすれば、次のステップである、国交相の法定受託事務の処理が法令違反であることを理由とする「是正の指示」も当然裁決と同様の内容となる。それでは意見が割れた21年最判に続く2度目の係争委や最高裁での審理に耐えられるはずがない。斎藤大臣にはその覚悟をもつて公正な判断を期待したい。

なお、続くパターンCの代執行訴訟は取下げの前歴もあり、しかも96年最判は地方分権前のもので現在では通用しない。次号においては、裁判闘争と並行して、玉城知事が県民の海を守るためにあらゆる権限を行使する「法律闘争」が不可欠であることを論じる。（つづく）

（ほんだ ひろかず／元愛媛大学教授）

# アフガニスタンで何が？（4）

〔2002～2006回想〕

谷山博士史

前々号から

## 武装解除、ISAFの地方展開、 ロヤ・ジルガと憲法制定

武装解除アドクテム始まる

では不十分たとの判断はありましたか  
副大臣や師団レベルの司令官の大幅な人  
れ替えが行われたことは重要です。  
DDRは手始めに比較的清勢の安定し  
てあつて組織化されていない武装集団や一  
般民からの武器回収は対象になつていま  
せん。もちろんアフガニスタンとの国境  
沿いのトライバル・エリア（邵侯也或）

ている北部のクンドゥーズ県でスタートしました。2003年11月には南東部のパクティア県の県都ガルデーズに広げられ、この後マザリシャリフやカンダハルなど主だった6都市に順次拡大していくことになっていました。但し、これはあくまで試行段階と位置付けられています。予定では3年間で10万人の兵士を武装解除、動員解除することになっていましたが（目標人數は翌年4万人に下方修正された後、最終的には6万人になりました）、

と呼ばれるパキスタン領内の自治区に居住するパシュトゥーン人も対象ではありません。タリバーンやアル・カイダはこのトライバル・エリアから越境して米軍やアフガン軍を攻撃していることから、この地域がいわゆる「テロリスト」の拠点になつていると考えられています。しかもトライバル・エリアには150万から200万の武装したパシュトゥーン人がいると言われています。このことは銘記しておく必要があります。

2. ISAFの地方展開

2003年はもう一つ大きな動きの  
あつた年でした。政府や国連、NGOが  
要請しつづけていたISAFの地方展開  
が現実のものになつたのです。これまで  
ISAFの治安支援活動はカブールに留

4	3	2	1
〈憲法の制定と国民大會議〉	〈選挙の前提としてのDDRとISA Fの地方展開〉	〈ISAFの地方展開〉	〈武装解除プログラム始まる〉

たからです。国防省の改革はDDRを始める前提でした。例えば北部で絶え間ない抗争を繰り返しているウズベク人勢力とタジク人勢力の関係を例にとると、国防省がタジク人を中心とするパンジシー派に牛耳られている以上、国防省が実施することになつていてDDRをウズベク人勢力のドスマム将軍が受け入れるとは考えられないからです。国防省の改革

回収する武器の目標は60000丁です。ちなみに、DDRプログラムで武装解除の対象としているのは、軍閥に私的に雇用・動員されている不正規の兵士です。ある程度組織化された軍の私兵が対象で

2003年はもう一つ大きな動きの  
あつた年でした。政府や国連、NGOが  
要請しつづけていたISAFの地方展開  
が現実のものになつたのです。これまで  
ISAFの治安支援活動はカブールに留

ISAFを構成する各国がどれだけの兵士を送るかにかかるべきです。しかし、危険な任務になることが分かっているため、カナダやオーストラリアはいち早く防衛線をしいて、これ以上の兵員まつており、地方での治安の悪化は放って置かれたといつてい状態でした。ISAFはボン合意に基づいて国連の承認のもとに設置され、6ヶ月ごとにイギリス、トルコ、ドイツ、オランダと指揮権が移り変わつてきましたが、03年の8月からはNATOの指揮下に入ることになりました。2年近くもの間アメリカを始めとするISAFの構成国が財政負担と兵員の危険を理由に地方展開に消極的だったのですが、NATOへの指揮権譲をきつかけに一気に話が進んだのです。ISAFの地方展開の最初の地域も比較的治安のよいクンドゥーズからでした。この時期熱望されていたISAFの地



方展開も、実はその人数や任務が明確になつていません。総数は2000人とも1万人とも言われていますが、これはISAFを構成する各がどれだけの兵士を送るかにかかるべきです。しかし、危険な任務になることが分かっているため、カナダやオーストラリアはいち早く防衛線をしいて、これ以上の兵員

は派遣しないと表明したりしていました。また、任務形態については、マザリ・シャリフに展開しているイギリスのPRT（連合軍の民生支援部隊、この段階ではISAFとは指揮系統を異にしていました）が軍閥間の停戦交渉や武装解除に一定の成果を収めつつあると思われたことから、PRTタイプの任務形態になる可能性もありました。

### 3. 選挙の前提としてのDDRとISAFの地方展開

#### 4. 憲法の制定と国民大會議

DDRとISAFの地方展開は、翌年の6月に予定されている国政選挙（大統領選挙と国会・地方議会選挙）に密接に関連しています。ボン会議で日程が決められた国政選挙は自由で公正な選挙を目指しているわけですが、軍閥が私兵を動員して思い思いで地方を支配している状況では軍閥に有利な選挙は行われても、自由で公正な選挙は望むべくもありません。したがつて選挙の前提としてDDRプログラムによって軍閥の私兵を解体しようということになつたのです。

しかし、軍閥が中央政権の意に従わず住民を支配していると批判される一方、良好れ悪しかれ実際に地方の軍と警察を掌握し、曲がりなりにも支配地域の治安を実効的に維持しているのも事実です。軍閥を解体したあとに一体誰が物盗り、強盗、「テロ」から人々を守つてくれるのか。これはDDRのもつとも難しい課題でした。アメリカとフランスの支援で創設されつづある新国軍、ドイツの支援で整備が進められている新国家警察、どちらも選挙までには間に合いません。そこでアメリカが考案したPRT（連合軍の民生部門が主な都市に派遣され復興援助と間接的な治安支援活動を行うというもの）が導入され、ついでISAFの地方展開が実施される運びになつたのです。

次回のアフガニスタンで何が？（5）では、新生アフガニスタン最大のイベントであった大統領選挙について見ていくたいと思います。

（たにやまひろし／JVC（日本国際ボランティアセンター）顧問／2021年10月6日執筆）

# トルーマン米政権、対日原爆使用の謎（4）

哲野イサク

（前号からつづく）

## ●暫定委45年5月31日会合

1945年5月9日に第1回の会合をもつた暫定委員会は、早くも5月31日会合で山場を迎える。前日30日付の日記に陸軍長官スティムソンは次のように書いている。「今日はほとんど1日中、S-1の問題に時間が使えた（「S-1」はステイムソンが使っている「マンハッタン計画」の暗号名）。今週はS-1に精力を注ぐことができる見通しだ。」それから執務室へ戻つて、ジョージ・ハリソンと長い面談をした。ハリソンは、その場所で働くある人間からの、S-1に関する手紙を持つてきた。

これはマンハッタン計画に従事するエンジニアのO.C.ブルースターからの手紙で、ブルースターはこの

中で次のように訴えていた。「ドイツからの脅威が取り除かれた今、原爆計画を中止すべきです。文明が破壊されることは極めて現実のものとなりました。私に意見を言わせて頂ければ、これはほとんど不可避的な結末となります」。スティムソンはこの手紙に大いに動かされた様子で、

この手紙を大統領トルーマンに送った。トルーマンの反応は知られていない。

「それから夜の間、メイベル（スティムソンの夫人）がこの手紙を注意深くすべて私に読んでくれた。ほとんどの夜中、この事が私の頭を占めた。

スティムソンは、じつくりものを考えたいときはメイベル夫人に手紙や報告書、提言などを読んでもらう習慣があつたようこうした場面は日記にしばしば登場する。

## ●「フランケンシュタインとなるかも知れない」

さて運命の45年5月31日の暫定委員会の中身に入る前に、31日付スティムソン日記の記述を紹介しておこう。

「S-1に関する暫定委員会を招集する前に、ジョージ・ハリソンとマーシャル将軍と話をした。私はできる限り入念にこの委員会の準備をした。私は開会の仕事があつたからだ。そしてそれ（暫定委員会）がなんであるかを語り、科学者たちを参加させてどんな事を話して欲しいかを語った。彼らに（科学顧問団に）我々は、新兵器が単に新たな軍事兵器とは見なしておらず、世界に対す

るものであること、この優位を何として時折委員会に参加している人物

か利用したいこと、また文明の破滅を意味するかも知れること、あるいは文明が完全なものとなることを意味するかも知れないこと、あるいはわれわれを食い尽くしてしまうかも知れないフランケンシュタインとなるかも知れないこと、あるいはより世界平和を完全なものにするかも知れること、などを説明した。

5月31日会合は、スティムソン以下8名の委員全員、科学顧問団全員（オッペンハイマー、フェルミ、コントン、ローレンス）、それに実上軍部トップのマーシャル、マンハッタン計画軍部トップのグローブズ、陸軍長官補佐のバンディ、それにアーサー・ペイジの4名が招聘者として参加している。ペイジは大統領声明などのゴースト・ライターとして時折委員会に参加している人物

だ。

議題は、ステイムソンが入念に準備したものだつた。議事録に沿つてその議題を順に並べると次のようになる。

I. 委員長開会あいさつ、II. 開発の段階、III. 国内計画、IV. 基礎的研究、V. 管理と査察の問題、VI. ロシア、VII. 國際的計画、VIII. 日本とその戦意に関する原爆投下の効果、IX. 望ましくない科学者の取り扱い、そして次回会合の決定、となる。この日、会合は午前10時から始まつて午後1時15分に一端中断。1時間の昼食をはさんで午後2時15分に再開し、午後4時15分まで続いている。

議題を一瞥すれば、ステイムソンの問題意識が浮かび上がつてくる。ひと言でいえば、核エネルギーを巡つて第二次世界大戦後の国際管理体制をどう構築していくか、特にロシア（ソ連）との関係をどう構築していくか、である。一步取り扱いを誤れば、人類文明は滅ぶかもしれない、という強烈な危機感をステイムソンは抱いている。日本に対する原爆使用はこうした文脈のなかで出てくる話題である。

## ●一歩誤れば文明は滅ぶ

あいさつの中でステイムソンは、委員会の目的と役割を説明した後で、大要次のように述べている。「この計画（核開発計画のこと）を単に軍事的目的の観点からのみ考えるべきではない。自然界を含めた世界と人類の関連からも捉えられるべきである。この発見はコペルニクスの理論や重力の発見にも比肩できるかも知れない。人類の生命という観点からは、それよりもっと大きな重要性を持つかも知れない。確かに戦争の必要性のために育成されて発展した分野には違いないが、文明に対する脅威となるよりも将来の平和を保障するような管理が加えられるべきである。」

ここで示されているステイムソンの考え方は明白である。今、人類は「核エネルギー革命」に直面しているが、一歩誤れば文明は滅ぶかもしれない。それを防ぐことができるのは唯一、「核の国際管理」である、ということだ。そして次の5点をしつかり議論して考えて欲しい、と述べる。5点とは以下である。(1) 将來の軍事兵器、(2) 将來の国際競争、

(3) 将來の研究、(4) 将來の管理、(5) 将來の開発、特に非軍事分野。この時点ではすでに核エネルギーを使って電気を作ることが構想されていた。

## ●開発の三つの段階

「II. 開発の段階」は主に、科学者から核兵器開発の見通しについての説明が主体である。核兵器についてほとんど専門的知見のない委員に対するレクチャードといった形だ。

アーサー・コンプトンは、第一段階は、人類が人工的に核分裂連鎖反応を起こすことのできるウラン235の分離と濃縮であるとし、兵器級ウランの量は今や数ポンドから数百ポンドの規模になっている、と説明した（ウラン濃縮工場はテネシー州クリントンに建設された。このクリントン工場のために新たに作られた住宅都市がオーリックリッジである。1ポンドは約454グラムである。なおウラン235の濃縮率が約90%以上兵器級ウランでないと、核爆発は起こさないことは当時すでによく知られていた）。

さらに第二段階はこれら分離濃縮されたウラン235を原料にした核爆弾の製造である。まだその実効性が証明されていないが、そのような爆弾の実現は科学的知見から間違いないものと考えられている。推測では1946年1月から1年か1年半の間に、この第二段階が証明されるものと考えられる。相当量のプルトニウムが製造できるのは恐らく3年かかるであろう。もし他に競争相手がいるとすれば、その競争相手がこの段階に達するには6年かかるであろう、と述べている（実際にはこの会議の約1カ月半後、爆弾の実現は証明されたトロニティ実験。また8月6日にはウラン型の広島原爆、9日にはプルトニウム型の長崎原爆が実戦使用された。コンプトンの認識からすると大幅な前倒しである。学者の予想を超えて、グローブズが急ぎに急いだ結果ともいえる）。

「第三段階」は重水素を爆発物（正確には融合物）として使用する。オッペンハイマーは、前段階よりはるかに難しい開発段階で、製造にかかるまでに最低でも3年かかるだろうと述べた。またオッペンハイマーは、爆発力の規模について触れ、最初の

段階では、爆弾1個あたりTNT換算で2000トンから2万トン。しかし実際の精確な威力については、実験をしてみるまで分からない。次の段階では、威力はTNT換算で5万トンから10万トン。第三段階では爆発力はTNT換算で10000万トンから1億トンの爆弾を製造できるようになると考へられる、と述べて

いる。

オッペンハイマーの予測は、今考えて見ると驚くべき精確さである。最初の段階では広島型、長崎型の原爆で威力は精々数万トン。それがすぐ�数十万トンになり1000万トン（メガトン）になる。第三段階では、明らかに水爆（熱核融合型爆弾）を想定している。史上最大威力をもつ核爆弾は、旧ソ連の開発した水爆「ツアーリ・ボンバ」であるが、設計上の威力はまさに1億トン。ノバヤゼミリアで実験したときは、あまりに危険だというのでその半分の5000万トンで実施した。それでも衝撃波は地球を3周したという。

実験は1961年だから、この暫定委員会会合のわずか16年後である。核開発競争は戦後、タガが外れたよううにエスカレートしていくが、その

そもそもの原因は、これから見るよう、この5月31日の暫定委員会の、歴史的に見れば、全く誤った決定にあつたのである。

## ●前段階の研究の成果をもぎ取っている

「III. 国内計画」では、ローレンスが将来の核開発について、バラ色の未来を描いている。ローレンスは、すべての重金属物質は核分裂させそこからエネルギーを取り出すことができる潜在性があるとし、将来必要なエネルギーソースは、太陽からよりも地球上に存在する物質から得られるようになるかも知れない、と述べている。しかしローレンスがここで述べていることは、今現在何一つ実現していない。人工的な核分裂技術もこの時代と変わらず、ウランとプルトニウムのみ可能であり、核融合に至つては、これまで様々な試みがなされてきたものの、当時の状況から一歩も進んでいない。

国内生産に関しては、結局ステイムソンがとりあえずの対応策として次のようにまとめていた。「1. 産業用工場をそのまま維持する、2.

軍事使用目的、産業用使用目的及び軍事使用目的、産業用使用目的及び技術的使用目的で原材料を一定規模製造する、3. 産業用開発に門戸を開く。」

ることはできない」とほぼ同意見を述べている。

問題は、戦後、これら科学者の意見が活かされた研究開発体制が組まれたのか、という点である。戦後も

アメリカ原子力委員会は、戦時体制そのままの研究体制を継続させる。

オッペンハイマーの表現を借りれば、世界の核産業は、常に研究の前段階の成果をもぎ取り続け、狭い範囲の研究目的に的を絞つて、幅広い基礎研究をなおざりにしてきた。

代表的な例が核廃棄物の処理だろう。処理方法すらメドをつけないまま、実用段階に入つていく。また不可避的に発生する放射性物質の生物に対する深刻な影響についても、基礎研究をほとんど行つてこなかつた。また核事故発生の可能性は十分予測がついていたはずなのに（実際、クリントン工場やワシントン州のハンフォード工場では大小夥しい核事故が発生し、放射能で死者も出している）、ほとんどの対策を研究しなかつた。核産業の研究体制は、戦後もマンハッタン計画そのままの「戦時体制」だつたのである。（つづく）

（てつのいさく／広島市在住、ウエブジヤーナリスト）

## 土地規制法問題

### 戦争準備と住民監視

# 「土地規制法」の廃止を求める（6）

仲 松 正 人

(前号よりつづく)

イ 防衛施設の中核周辺が区域指定されない可能性がある。

新宿区市ヶ谷には、防衛省本省がある。

政府は国会で、そこは指揮中枢機能を有する施設であり、全国の部隊の運用に係る指揮を行う機能を有する施設ということでは全国でここひとつだけであると答弁した。さらに、情報本部等が所在しております、政策判断や部隊運用に資する情報支援を実施するため各種事態の兆候を早期に察知し、必要な情報を収集する機能も併せ持っているし、また同時に、現在PAC-3を運用する航空自衛隊第一高射砲隊が配置されていて自衛隊の部隊のみならず我が国の政経中枢等を防護する機能を有していることから防空機能をも併せ有する施設であるとも答弁した。

前述した防衛施設についての特別注視区域指定の要件を（国境離島にあるとすることを除き）全て満たす施設であり、これだけの機能を同時に持つ唯一の施設であり、最重要の施設であって、他では

代替できない施設である。したがって、この法律の規定からすれば、当然、その周辺は特別注視区域に指定されるはずである。

しかし、最初に触れたように、公明党は市ヶ谷周辺が特別注視区域に指定されることに難色を示し、区域指定について「経済的社会的観点から留意すべき事項を含む」と加えたことで公明党の同意が得られたと報道された。そこで、国会でこの点を追及されたが、政府は、市ヶ谷周辺が区域指定されるか否かについては終始一貫して答えなかつたばかりか、「一般論で言えば、経済的社会的観点から留意すべき事項に配慮した結果として、法律上の要件、特別注視区域の要件に該当するものであつても、その評価した結果として、注視区域としての指定になる」ということはありうるので、市ヶ谷が注視区域として指定されないことも論理的にはある」と答弁した。

ウ 領海基線の保全

政府が国境離島における機能阻害行為として例示したのは、領海等の基線となる低潮線の保全であり、具体的にはその形質を変更する行為であるということであつた。しかし、それは先に述べたように、既に低潮線保全法で禁止され、处罚の対象となつてている。したがつて、改めてこの法律でこれを機能阻害行為として規制し、处罚する理由はない。

（4）個人情報を収集する理由に制限はなく利用にも制限はない

個人情報を収集するきっかけは、当該対象施設の機能を阻害するか否かということにあるが、収集する個人情報の内容は、調査のきっかけとなつた施設の機能との関連に限定されない。例えば、生活関連施設周辺に住んでいる人が基地反対活動をしているかどうかを調査できるのである。

るとか、場合によれば注視区域にすら指定されない可能性があることが国会審議で明らかになつたのである。この法律で何を守ろうとするのかということ 자체が曖昧になつてしまつた。

それは、防衛施設の唯一の最重要施設であるはずの防衛省本省周辺が区域指定されない可能性を否定しないことにも表れている。さらには、国境離島機能をこの法律で重ねて保全しようとする合理的な理由もない。

以上のことからすれば、この法律は、防衛施設の機能保全や国境離島の機能保全よりも、それに名を借りて、施設周辺住民や国境離島の住民、そして、「その他の関係者」の個人情報を調査・収集し監視し、規制していくことに真的狙いがあるとしか考えられないのである。

工 この法律は本気で防衛施設を守るうつ國境離島の機能阻害をこの法律で重ねて規制することには何の合理性もないのである。

このように、この法律からは、指定される区域の範囲の点から見て本気で防衛施設を守ろうという意図は感じられない。

すなわち、防衛省本省のある市ヶ谷周辺は、特別注視区域には指定されず、單なる注視区域として指定されるにどま

とは考へていない

このように、この法律からは、指定される区域の範囲の点から見て本気で防衛施設を守ろうという意図は感じられない。

19 反戦情報 2022.2.15 No.449

このように、たまたま対象施設の周辺に居住したことが個人情報を収集する根拠となる。

そして、その個人情報をどのように利用するかは内閣総理大臣の専権であり、それを関係行政機関に提供することも内閣総理大臣の自由に任せられている。

(5) 日本全国どこでも調査と監視の対象となる

報道では「国に調査されるかもしけない」というだけで、政府への批判的な言動を萎縮させ、施設から起きる騒音や環境汚染に抗議することをためらう空気を生むだろう」と指摘されている。これまで述べてきたこの法律の内容からすれば、その指摘は正しい。

そしてそれは、基地周辺や国境離島に居住する住民だけではない。日本国中どこに住んでいても「生活関連施設」という名の「重要施設」が近隣にあるということだけで、あるいは注視区域や特別注视区域で土地等を所有したり利用している人の関係者ということだけで、内閣総理大臣によるあらゆる個人情報の調査と収集や監視、そして規制を合法化するものである。さらには、「生活関連施設」は今後拡大していく。

日本国民全体の問題である。

(6) 情報収集の方法や体制

この法律によれば、内閣総理大臣は、多数の住民の個人情報を収集し、蓄積し、

分析することとなる。

有識者提言では、情報収集の手法として、現況・現地調査や公簿等の収集、利用者等からの報告の微収をあげ、立ち入

り調査には現時点では消極的な意見としている。ただし、将来的にはそれも検討すべきともしている。国会答弁で政府は、現時点では立ち入り調査については消極的だとしながら、将来的にはそれも検討するとした。

また、情報収集に協力させる関係行政機関として、重要施設を管轄する行政庁の地方行政機関を挙げたが、自衛隊施設や米軍施設に関しては、それは自衛隊の情報保全隊である。また、公安警察であり、公安調査庁も含まれる。政府は国会審議でこれらを否定しなかつた。

先に述べたように、この調査の目的からすれば、そして、内閣総理大臣は関係行政機関の長に情報を求めることができることからすれば、実際の調査は、これまで公安調査庁や公安警察、そして自衛隊の情報保全隊が実際に行つてきた、聞き込み、張り込み、尾行、盗聴、協力者の育成による情報収集などが当然行われるのである。

(1) 【事例1】

普天間基地は在日米軍海兵隊の最重要施設であり、その周辺は特別注視区域に指定される。ノブコさんはその区域内のアパートの4階に住んでいるので、「利用者」に該当する。したがつて、ノブコさんは情報収集の対象者となる。その友人であるユリコさんはノブコさんの部屋を利用してるので、「その他の関係者」になり、やはり情報収集の対象者になる。

以上のよう、国の情報収集・諜報機関を総動員し、強化して、国民や住民を調査し、監視し、規制するのである。

## 9. 各事例の解説

以上を踏まえ、冒頭にあげた各想定事例について解説をする。もちろん、「現時点」での政府の国会答弁で想定しているという示しに限定されず、政府答弁で

今後「ありうる」とされたこと、すなわち今後の拡大解釈も想定した上でのものである。

(2) 【事例2】

「生活関連施設」として銀行や放送局が指定された。その周辺1km以内は注視区域に指定される。その区域内にある学生寮に入寮している学生は利用者として情報収集の対象になる。情報収集は、区域指定の根拠となつた施設と関連する事項だけではない。区域指定は情報収集のきっかけであり、収集される情報はその個人の全てに及ぶ。そこで、ヒロシくんは、銀行や放送局とは関係がない原発に関する個人情報も収集された。そして、ヒロシくんの考えがどうであるのかに関係なく、そのような勉強会に参加しているということだけで、反原発活動をする可能性、つまり、生活関連施設として指定された原発の機能阻害行為を行う可能性がある人物だと評価され、原発がありヒロシくんが受験した村の村当局にその情報を伝えた。伝えられた村当局としては、国からそのように言われるということは、ヒロシくんが危険人物であると判断せざるを得ず、成績優秀ではあっても

同で機能阻害行為をしていくとされる。そのため、内閣総理大臣は、そのようなアパートの部屋の利用を止めるようになると、それを勧告し、将来的には処罰される可能性があると警告し、そのアパートから出るのであれば損失補償として引つ越し費用を出すと言うのである。

共

採用しなかつた。

なお、このようなことは現実に起つてていることである。現在岐阜地方裁判所で争われている大垣警察市民監視違憲訴訟の事案は、中部電力の子会社シーテック社が、岐阜県大垣市の山間部で風力発電建設を計画し、その計画を知った地元住民が風力発電について勉強するなかで地元として反対の意思を表明した、ところが大垣警察署公安は、シーテック社の担当者を少なくとも4度にわたって呼び出し、地元で勉強会の中心となつた人物を少なくとも4度にわたって呼び出したこと、それまで風力発電問題には関わつてこなかつた大垣市在住の市民運動家を結びつけ、これまで警備公安警察が収集してきたそれらの人物の個人情報から勝手に彼らの人物像を作り上げ、「この人たちは関わると全国から人が集まり大垣市は大変なことになる」と言つて警戒と情報提供を指示したというものである。國家権力は、このようにして「協力者」を作ることもに、収集した情報から勝手に人物像を作りあげて、利用するのである。

### (3) 【事例3】

首里城付近には米軍基地などではなく、注視区域にも指定されていない。であるので、ノリコさんは本来情報収集の対象者ではない。一方、キャンプ・シュワブは在沖海兵隊の重要な施設であるから、その周辺は注視区域あるいは特別注視区域に指定される。ただし、ゲート前で辺野

古新基地建設のための土砂を搬入すること

こととなつた。

### (4) 【事例4】

多数の人が利用する駅は重要生活関連施設とされ、その周辺は特別注視区域に指定された。ケイコさんが計画している行動は、継続的に行われている。そうすると、その行動は、キャンプ・シュワブに対する機能阻害行為に認定される。そこで、クニトシさんは嘉手納町内に住んでいる。嘉手納町は、町内全域が嘉手納基地周辺1 kmの範囲に入るし、もちろん嘉手納基地は米軍にとって最重要施設であるから特別注視区域となる。した

がつて、クニトシさんは所有者又は使用者として、情報収集の対象となる。そして、クニトシさんの自宅が仲間の相談する場所として使われているので、機能阻害行為に利用されていることになる。クニトシさんが自宅を仲間の行動相談場所として利用すること止めよと言われたのにこれに従わないと、命令違反罪として処罰の対象となる。また、ノリコさんはクニトシさんの関係者になるので、情報収集の対象者となるし、ノリコさんと

視を受けることとなる。このように何から何までも自分や家族の情報を国に届け出たり調べられたりすることは、たとえやましいことはなくとも、誰でも嫌なものがつて、したがつて、その場所で二世帯住宅を新築することをやめるのは仕方がない。こうして、注視区域や特別注視区域内では、ナオヤさんのように新築の請負ができなくなるし、土地取引も敬遠される。しかし、国は、その損失補償は建築業者や不動産業者は営業が苦しくなり、従業員のリストラさえしなくてはならなくなる。

## 10. 最後に廃止に向けて

### (1) 沖縄はこの法律を受け入れることを拒否する

先にも述べたが、沖縄の基地は、先の

大戦で米軍が日本軍の基地を接收して拡張・整備し、住民を収容所に収容してい

る間に土地を取り上げて建設し、戦争終了後は日本から切り離してアメリカが統治した際に一片の布令や布告で住民から土地を取り上げ、銃剣とブルドーザーで墓を破壊して作ったものである。このように、「後から来た」基地が、「前からいる」住民を調査し、監視し、規制するのは理不尽この上ない。

また、アメリカと中国の軍事的緊張が高まる中、日本はアメリカに加担し、奄美、沖縄、宮古、石垣、与那国、琉球弧は、自衛隊が対艦・対空ミサイル基地を建設してミサイル防衛最前線とされ、米軍もミサイル基地を整備している。沖縄と日本本土にいる米海兵隊は、海兵隊としてはアメリカ本土以外で海外展開されている唯一の部隊であり、殴り込み部隊である。嘉手納基地は極東最重要の空軍施設である。したがつて、一旦中国と軍事的衝突が生じれば、真っ先にこれらの基地が攻撃の対象となり、先の大戦同様に、沖縄全土は戦場となつて住民が巻き込まれることになる。このような基地のために、この法律により、住民が調査され、監視され、規制されるのである。沖縄県民は、先の大戦では、スパイ視されて日本軍に殺害されるという悲劇も味わっている。

沖縄は、二度と再びあのような悲惨な戦争は拒否する。

その戦争につながり、住民をスペイ視して監視するこの法律を受け入れることを拒否する。

(2) 「安全保障」といえば何でも許されるかのようことでいいのか

この法律は第1条で「安全保障に寄与する」ことを目的とすると謳っている。

国会審議では、与党はもちろん、野党でも法案に賛成の立場の国民民主党や日本維新の会はその立場でより効果的な措置を取るべきだと主張した。また、反対の立場であつた立憲民主党中央にも、基地周辺の土地が外国資本により機能阻害行為に利用されることは安全保障上問題であるので規制は必要であるという立場を共有している人もいる。

この法律に限らず、今、日本では、「安全保障のため」と言えば、その方向は何でも許される的になつていなければいけないだろうか。私は、それに強い危惧を持つ。今、「安全保障のため」と言うと、それは軍事力の整備と強化を意味している。

日本も軍拡競争の真っ只中にいるし、安保法が成立してからは、米軍と自衛隊との共同訓練が質量ともに強化され深化している。琉球弧はミサイル基地化＝中国との戦争の最前線基地化されている。これらは、中国と互いに刺激しあい、着実に戦争につながる。そして、一旦ことが

おこれば、第一の攻撃目標となり、そこに暮らす住民が犠牲になる。奄美も沖縄も、宮古も石垣も与那国も、住民は、離島に住んでいるが故に、逃げ場はない。

もちろん、日本本土の米軍基地や自衛隊基地も攻撃対象となり、周辺住民は犠牲になる。確実にそうなる。この法律の危険性を現場においていち早く察知した「ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会」は、昨年4月1日、おそらく全国のどこよりも早く、この法律に反対する声明を発表し、廃案に向け活動した。

国民にとっての眞の「安全保障」とは、このような戦争にならずにすむような外交努力であり、政治ではないだろうか。憲法第9条はそれをを目指しているのではないだろうか。

そのような議論をしないまま、「安全保障に資する」というだけで、「戦争ができる国づくり」を進め、その一環としてこの法律が成立してしまつたことを、明確にしておかなければならない。

(3) 憲法違反の法律

この法律は、報道されているように、憲法で保障された財産権を侵害するものであり（政府は、国会審議において、注視区域に指定されることで地価が下がる可能性があることを認め、しかもそれは補償しないと答弁している）、以上見てきたように、普通の庶民の生活を侵害するものである。

しかしそれにとどまらず、憲法で保障された思想信条の自由や表現の自由、自分の情報は自分でコントロールできるといふ自己情報コントロール權ないし、プライバシーの権利、個人の尊厳、居住場所を決める権利、財産権や勤労権などの種々の基本的人権を侵害し、罪刑法定主義などの適正手続を無視し、三権分立、地方自治（地方分権）、平和主義や国民主権といった憲法の基本原則を蔑ろにする。

そして、この法律は、特定秘密保護法、共謀罪、監聴法、安保法、改悪ドローン規制法、そして9条憲憲という、「戦争できる国づくり」の一連の立法の中に位置づけられるものであるし、デジタル府法とも共通する国民監視国家作りの法律である。

憲法違反であることは明白であり、速やかに廃止されなければならない。

(4) 地方自治体に求められること

この法律は、既に述べたように、本来対等平等であるはずの国と地方公共団体の関係を壊し、国を中心にするという実質を持つている。

ところでこの法律では、個人の場合は、土地等の利用について正しく報告しない

とか、事前届出に違反するとか、利用規制の勧告や命令に違反すれば刑罰が予定されている。しかし、地方自治体が内閣府は、基本方針の決定や政令・内閣府令の制定を2022年6月と、本格施行を総理大臣からの情報提供や資料提供要請・命令に応じないとしても、罰則はない。

そうだとすれば、住民に一番近いところにある地方自治体が、この法律による内閣総理大臣の要請や命令に対しても従わないという意思を表明し、実際に従わないと表明したり、地方議会が廃案を求めたりすることは、極めて大きな効力を有する。沖縄県の名護市議会や北谷町議会、中城村議会は、この法律の廃止を求める意見書を可決した。北海道旭川市議会は、この法律を施行することなく「さらなる検討を求める」との意見書を可決した。私も共同代表に名前を連ねさせてもらっている「土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」は、沖縄県内の各市町村議会への陳情や請願、首長への意見書を提出し、国あての署名活動などを行つてゐる。福岡県でも「築城基地の米軍基地化を許さない！京築住民会議」が築城町、行橋市、みやこ町に要望書を提出しているとのことである。（以上、2021年8月現在）

知事をはじめとする各地方自治体の首長や、各議会が、そのことを十分理解し、行動することもまた求められている。政府は、基本方針の決定や政令・内閣府令の制定を2022年6月と、本格施行をこれまでにこのような行動が重ねられれば、

# 『1917命をかけた伝令』

サム・メンデス監督

評者 鈴木右文

「1917命をかけた伝令」（二〇二〇）は、第一次世界大戦下で重要な指令を携えて危険地帯を行く伝令を描いたフィクションである。英米印西制作。

ドイツ軍の退却が戦略的なものだとわかった連合軍側は、最前線で明確な突撃を予定していながら電話線が切れてしまつた。連合軍万歳映画では親を助け、滝に落ち川に流される。絶対体験したくないことが次々に襲つてくる。

この作品は、連合軍万歳映画ではなく、サバイバル技術の誇示でもなく、どんな理由があろうと決して体験させてはいけない戦場そのものを圧倒的なりアリティで描く。筆者を含め多くの観客は現実の戦場は未体験なので括弧付のアリティだが、監督は戦争体験者の家族からいろいろな話を聞いたそうだ。この命がけの伝令自体も英雄的には描かず、戦場の各人が疲弊し他人を構う余裕がない様子も容赦なく描いている。

この作品は、最初から最後までワントーンで一気に撮影されたように見えるアリティが凄まじい（実際に繋いでいるそうだが、そこは見えなかつた）。戦の爆弾をくぐりぬけ、死体だらけの泥沼を渡り、不時着した独軍の航空兵に一名が刺殺され、撤退する友軍とすれ違い、市街の銃

法律施行を抑制することができる。

なお、「上地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会」については、会のホームページを参照願いたい—— (<https://nototikiseihouokin.wixsite.com/my-site>)。各自治体に提出した陳情書や請願書、意見書などが掲載されている

し、この法律について簡潔に、分かりやすく、そして楽しく解説したマンガも掲載されているので、利用していただきたい。

## (5) この法律の廃止を求める

以上のように、この法律をこのまま施行・運用させではならない。

残念ながら、終盤国会での短期間の不十分な審議で強行採決されてしまった

が、成立した法律は廃止できる。今後は、この法律をこのまま施行させないよう

に、そして廃止に向けて、取り組んでいくことが必要である。

（なかもつ まさと／弁護士、「辺野古ドローン規制法対策弁護団」）

## 『編集後記』

▼今号のメインタイトルは「沖縄を再び戦場にする事は許さない！」としました。

辺野古新基地建設問題をかかえる名護の批判も寄せられている。無謬の作品は目指しても難しいのだろう。

市長選挙は「基地反対派」が、対立候補の「賛成も反対も意思表示しない」徹底した争点隠しと、政府を挙げた現職への

ることが出来ませんでした（詳細は「焦点」参照）。

しかし、それは名護市民が「基地新設賛成」にまわったわけではないことは、投票1週間前の『琉球新報』世論調査で反対が62・1%で容認の倍もあつたことでも明らかです。

沖縄県民、名護市民は、あの沖縄戦の悲惨な記憶が残るかぎり支持はしないであります。

基地建設反対派は運動を総括して新たな前進をかちろうとしています。

「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」の発足が、新たな前進の始まりとなるに違ひません。

▼なお、「世界」3月号（岩波書店発行）の「台湾有事と日米共同作戦」（石井暁）は、ご一読をお勧めします。

（編集部N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）

〒753-0212 山口市下小路2836-9  
(T/F) 083-929-3674  
山口連絡所  
(T/F) 083-902-3030  
郵便振替口座  
加入者名 反戦情報  
銀行口座

福岡銀行箱崎支店

普通預金 202672  
加入者名 永田信男  
E-mail:nagatanobuo@gmail.com

23 反戦情報 2022.2.15 No.449

